

【資料-1】

「千葉柏道路検討会（仮称）」の設立について

設 立 趣 旨 (案)

千葉柏道路については、「千葉柏道路協議会」を平成13年7月に設立以来、PI（パブリック・インボルブメント）方式により検討を行い、平成18年6月に提言を公表したところである。

千葉県における渋滞損失時間は全国でワースト7位であり、特に東葛地域を含む県北西部で千葉県全体の7割を占めているのが現状である。

そこで、「千葉柏道路協議会」の提言を受け、千葉柏道路の概略計画の作成に向けたより具体的な検討を進めるため、行政委員からなる「千葉柏道路検討会」を設立するものである。

当該検討会は、「概略計画」を作成するため、次の項目について検討を実施するものである。

- 1) 概略計画素案の比較検討
- 2) 千葉柏道路計画に関する市民への情報提供方法の検討及び実施
- 3) 千葉柏道路計画に対する市民意見の集約方法の検討及び実施
- 4) 概略計画の作成

平成18年10月11日

千葉柏道路検討会（仮称）規約（案）

【名称】

第1条 本会は、「千葉柏道路検討会（以下「検討会」という）」と称する。

【目的】

第2条 検討会は、千葉柏道路の概略計画を作成することを目的とする。

【所掌事項】

第3条 検討会は、前条の目的を達成するために、生活・産業・文化、環境・景観、道路ネットワーク等の観点を踏まえ、以下の事項について実施するものとする。

- 1) 概略計画素案の比較検討
- 2) 千葉柏道路計画に関する市民への情報提供方法の検討及び実施
- 3) 千葉柏道路計画に対する市民意見の集約方法の検討及び実施
- 4) 概略計画の作成
- 5) その他、必要な事項

【構成】

第4条 検討会は、行政関係機関をもって構成する。なお、委員の構成は別紙のとおりとする。

2. 行政関係機関委員は、職務をもって任ずるものとする。
3. 委員の変更は、検討会の承認によるものとする。

【委員の任期】

第5条 委員の任期は、検討会の所掌事項が終了するまでとする。

【座長】

第6条 検討会には、座長を置くものとする。

2. 座長は、千葉国道事務所長が行うものとする。
3. 座長が職務を遂行できない場合は、予め座長が指名する委員がその職務を代理する。
4. 座長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

【検討会の運営】

第7条 検討会は座長が招集し、その運営にあたるものとする。

【守秘義務】

第8条 委員は、個人情報など公開が望ましくない情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

【検討会の公開】

第10条 検討会資料等の開示を求められた場合は、検討会の判断により公開することができる。また、検討会の傍聴は実施しないものとする。

【事務局】

第11条 事務局は、国土交通省関東地方整備局 千葉国道事務所 計画課ならびに千葉県 県土整備部 道路計画課に置く。

【その他】

第12条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度審議して定めるものとする。また、本規約の改正等は、検討会の審議を経て行うことができるものとする。

附則 この規約は、平成18年10月11日から施行する。

千葉柏道路検討会 名簿 (案)

座長	国土交通省関東地方整備局 千葉国道事務所長
委員	千葉県 県土整備部 道路計画課長
〃	千葉県 県土整備部 道路整備課長
〃	千葉県 県土整備部 道路環境課長
〃	野田市 都市計画部長
〃	柏市 土木部長
〃	我孫子市 都市部長
〃	印西市 都市建設部長
〃	白井市 環境建設部長
〃	八千代市 都市整備部長
〃	国土交通省関東地方整備局 千葉国道事務所 副所長
事務局	国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所 計画課 千葉県 県土整備部 道路計画課

千葉柏道路の計画づくりに関する経緯

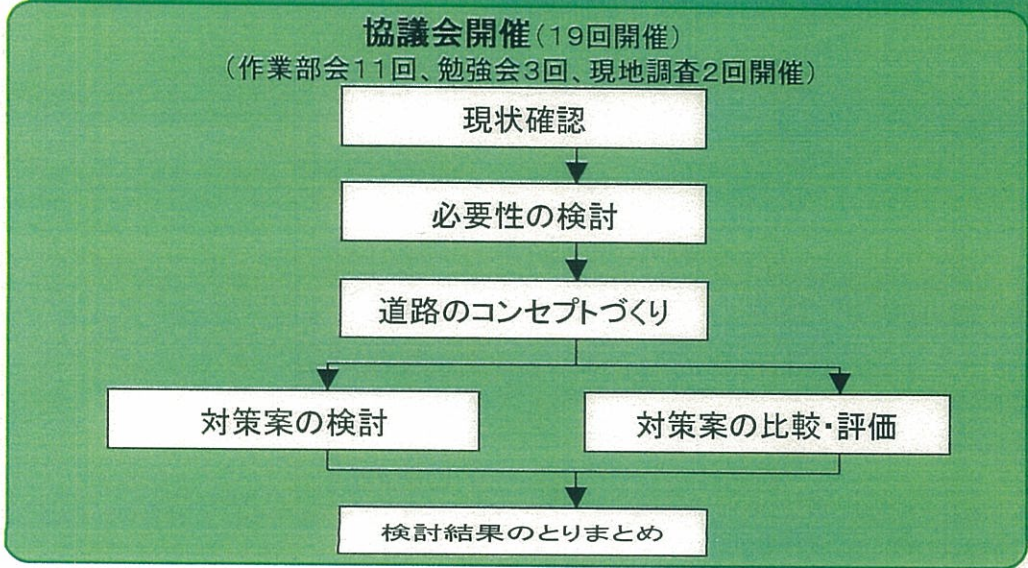
千葉柏道路協議会の検討経緯

「千葉柏道路」において
国土交通省(旧建設省)で検討を進めている計画案のあらましを公表
(平成11年11月26日)

説明会開催
(3市1町で平成11年12月～平成12年2月にかけて開催)

PIの進め方(案)の公表(平成12年8月)
◎「協議会」と「市民とのコミュニケーション活動」を基本に実施
◎協議会…[委員]学識経験者、市民委員(公募)、関係機関代表
[事務局]国土交通省、千葉県

協議会発足(平成13年7月24日)



市民との コミュニケーション活動

情報の共有化[広報]

- 記者発表
- ホームページ
- 千葉柏道路NEWS

市民意見の反映[広聴]

- アンケート
- 専用電話、FAX
- 電子メール
- 手紙、はがき
- 相談窓口 など

提言

(平成18年6月公表)

今後の検討体制について（平成18年6月公表）

千葉柏道路協議会

千葉柏道路協議会規約 第2条（目的）

取りまとめを行い、事業実施主体である国土交通省へ提案することにより、千葉柏道路の計画づくりに反映されることを目的とする。

市民意見の集約 + 協議会委員による協議

【提言】

提言を受け、都市計画に向けた具体的検討に着手

千葉柏道路検討会（仮称）

【行政委員】

- ・協議会の提言を受け、概略計画(たたき台)を作成
- ・幹線道路計画との調整

概略計画(たたき台)作成

概略計画素案

千葉柏道路沿線会議（仮称）

【有識者委員】 + 【市民委員】

- ・PI手法や進め方についての助言、評価
- ・概略計画(たたき台)に対する市民意見の集約、整理、分析
- ・計画の方向性に関する助言、報告

市民とのコミュニケーション

概略計画の公表

アセス・都計手続きへ